

阪神高速道路債券の債権者各位

阪神高速道路公団は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）に基づき、平成十七年十月一日をもって解散し、阪神高速道路公団発行の政府保証第百二十九回ないし第百四十八回阪神高速道路債券、第一回ないし第七回阪神高速道路債券、い号第四百七十一回ないし第五百五十五回阪神高速道路債券、ろ号特別第二十八回ないし第三十二回阪神高速道路債券及び政府保証に号第一回ないし第十一回阪神高速道路債券に係る一切の債務は、同日付で独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継いたしました。

なお、右記債券に係る債務については、同日以降、同法の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び阪神高速道路株式会社が連帯して弁済の責めを負うこととなりました（ただし、国が保有している債券に係る債務について国が弁済の請求をする場合はこの限りではありません。）ので、お知らせいたします。

また、右記債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び阪神高速道路株式会社の財産について一般担保権を有することとなり、今後、右記債券に関する償還公告その他債権者への通知は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び阪神高速道路株式会社の名義にて行われることとなりますので、お知らせいたします。

今後とも、右記債券の流通についての法的措置は従前のとおりですので、念のため申し添えます。

平成十七年十月一日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 勢山 廣直

大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 木下 博夫